

ま え が き

当財団は、公益財団法人としての社会的責任を果たすべく、中小企業の健全な発展とそこで働く勤労者の福祉の増進に寄与するため、災害防止事業、福利厚生事業、災害補償事業等を適切に実施するとともに、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、事業活動を通じ積極的に取り組むこととした。

また、各種問合せに適切に対応するためのお客様サポート室の設置や、インターネットサービスの機能拡充など、会員等の利便性の向上を図ることにより、当財団の事業がより多くの中小企業に普及するよう鋭意努めた。

I 中小企業の勤労環境の充実のために

災害防止事業をはじめ、福利厚生事業、災害補償事業などを適切に実施するとともに、中小企業のニーズに応えるべく事業内容の充実に努めた。

1. 災害防止事業 ～安全で快適な職場づくりを支援～

中小企業において、事業主をはじめ従業員がケガに遭うことは、被災者本人の苦痛はもとより、事業の運営にも多大な影響を及ぼすことから、ケガを未然に防止することを目的として、安全衛生や交通事故防止に対する関心を高め、職場や日常生活の安全を確保するための啓発活動を実施するとともに、会員の安全衛生設備、職場環境改善機器等の購入・設置に対する助成や、交通事故防止のための助成を行うことにより、安全で快適な職場づくりを支援した。

また、令和2年4月に改定する災害防止助成制度について、広報誌「まいんど」・ホームページや会員訪問等による周知を行った。

(1) 安全衛生啓発活動

①安全に健康で働くための啓発活動の実施

ア ケガの防止や健康保持のための情報を提供する壁新聞等を作成し会員へ配布するほか、事業地域内の鉄道駅構内に一定期間掲示するなど、広く一般に向けて啓発活動を実施した。

- ・安全衛生壁新聞 218,630部
- ・安全衛生標語カレンダー 218,730部

イ 職場における安全衛生等の対策について専門家が紹介するコーナーを広報誌に設け、会員へ最新の情報を提供した。

②交通事故防止を目的とした啓発活動の実施

ア「交通安全コンサート」の開催

大阪府警察音楽隊による演奏と交通安全教室からなる「交通安全コンサート」を実施した。

・大阪府東大阪市（令和2年2月16日）

959名

イ「安全運転コンクール」の実施

会員事業所の運転者を対象に、自動車の安全運転に対する意識の高揚を図ることを目的に、3名1組による無事故無違反を目指したコンクールを実施した。

参加事業所数 2,441事業所

達成事業所数 2,108事業所

ウ 交通事故防止対策ポスターを作成し、会員に配布するほか、行政機関、関係団体等に配布した。

221,080部

エ 大阪府交通安全協会等との連携

一般財団法人大阪府交通安全協会等が実施する「交通安全自転車大会」（小学生・高齢者対象）や大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストに協賛し、参加賞を提供するなど交通事故防止活動の支援を行った。

（2）安全で快適な職場づくりのための助成

①職場の安全を確保するための助成

職場におけるケガを防ぎ、安全に作業ができるようにするため、保護帽、墜落制止用器具（安全帯）、安全プレス機械等所定の用具・機器を購入・設置した場合に助成を行った。

8,818会員

②快適な職場づくりのための助成

より働きやすい職場環境をつくるため、エアコン、空気清浄機等を設置した場合に助成を行った。

18,192 会員

③アスベスト（石綿）を除去した場合の助成

アスベストによる健康被害を防ぐため、事業所内の建築物のアスベストを除去、封じ込めなどの措置を講じた場合に助成を行った。

26 会員

④職場の衛生向上のための助成

職場における衛生の向上を図るため、有害物質を取り扱う事業所において、作業環境測定や特殊健康診断を実施した場合、集じん機等を設置した場合および安全衛生推進者養成講習、安全運転管理者等法定講習を修了した場合に助成を行った。

2,385 会員

⑤交通事故を防止するための助成

交通事故の防止に資するため、衝突被害軽減ブレーキや車間距離制御装置を搭載した普通自動車および軽自動車を購入した場合に助成を行った。（令和元年6月をもって終了）

2,405 会員

⑥プレス機械特定自主検査を受けた場合の助成

プレス機械による事故を防ぐため、労働安全衛生法によるプレス機械特定自主検査を実施した場合に助成を行った。

1,608 会員

(3) 社会保険労務士会との共催による安全管理研修の実施

社会保険労務士による中小企業の安全で快適な職場づくりのアドバイスが適切に行われるよう、各府県の社会保険労務士会と共催で安全管理研修を実施した。

20 府県 1,443 名

(4) 災害防止団体の活動に対する支援

日本フルハップレス検査業者災害防止協議会が実施する、プレス事業者等を対象とした災害防止に関する研修等の活動を支援した。

(5) 災害防止委員会の開催

- ・ 第 1 回 令和元年 7 月 1 1 日
- ・ 第 2 回 令和 2 年 2 月 1 2 日

2. 福利厚生事業 ～健康で心豊かな活力ある生活の支援～

会員および加入者に対し、健康の保持増進、能力開発と相互交流、教養・文化、レクリエーション活動など広範囲にわたるサービスを提供し、中小企業の福利厚生活動を支援した。

また、令和 2 年 4 月に改定する研修助成および通信教育助成制度について、広報誌「まいんど」・ホームページや会員訪問等による周知を行った。

(1) 健康支援

① 人間ドック受診助成

会員および加入者の健康管理の向上を図るため、人間ドック、生活習慣病予防健診、PET 検査（全身）、脳ドックを受診した場合に助成を行った。

49,153 名

②総合健康懇談（相談）会

医療の第一線を永年経験した著名な医師が、健康に関する悩み等について、懇談に応じる総合健康懇談（相談）会を行った。

93 件

③介護にあたる者の疲労回復に対する助成

要介護高齢者を介護する者が、疲労回復のために柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術を利用した場合に助成を行った。

440 名

④心とからだの健康づくりセミナーの実施

体力チェック・ウォーキング等、健康づくりを体験実習する「心とからだの健康づくりセミナー」を実施した。

7 回開催 429 名

⑤調査研究に対する助成

医師等が行う中小企業における健康管理や災害防止のための調査研究を公募し助成を行った。

また、研究成果についてホームページで公開するなど効果的に活用した。

6 件

（2）能力開発と相互交流の支援

①女性交流会の開催

経営に携わる女性を対象に、経営、文化等に関する講演会を開催し、併せて参加者相互の親睦や情報交換等交流の場を提供した。

118名

② 講演会の開催

中小企業経営者・後継者等を対象に、中小企業経営に役立つ「働き方改革」に関する講演会を開催した。

64名

③ 研修助成

中小企業大学校が実施する研修を受講し、修了した場合に助成を行った。

158名

④ 通信教育助成

職業訓練法人日本技能教育開発センターが実施する通信教育講座を受講し、修了した場合に助成を行った。

85名

⑤ 相談業務

中小企業が抱える様々な問題について、法律・税務・労務の専門家による相談業務を行った。

369件

(3) 余暇の有効活用の支援等

① 催物等の開催

ア コンサート、演劇、寄席、ボウリング大会等を開催した。

21,535名

イ 各地域の観劇、スポーツ観戦、レジャー施設等の入場券の配布を行った。

163,092名

②契約保養施設宿泊の助成

当財団が契約する保養施設に宿泊した場合に助成を行った。

11,492名

③福利厚生サービスの提供

ア 当財団が契約するホテル、旅行会社、百貨店およびレンタカーの利用に際し、割引サービスを行った。

イ 福利厚生サービス企業との契約（日本フルハップクラブオフ）により、宿泊施設、健康スポーツ施設、レジャー施設、カルチャー教室等、多種多様なメニューの割引サービスを提供するとともに、積極的に利用促進を図った。

36,329名

④信用金庫が行う福利厚生事業への協賛

地域において中小企業の健全な発展をサポートしている信用金庫が、中小企業経営者等に対して行う文化活動、スポーツ行事や講演会等の福利厚生活動について協賛した。

また、中小企業のメンタルヘルス、介護予防等健康管理および雇用関係助成金、事業承継、働き方改革に関するセミナーを実施した。

⑤労働保険事務組合連合会等への助成

中小企業の労働保険事務を代行している労働保険事務組合が、中小企業のために活発な活動が行えるよう、府県労働保険事務組合連合会等に助成を行った。

20件

3. 災害補償事業 ～ケガの補償～

当財団が行う災害補償事業は、会員である中小企業の事業主、事業所の役員や家族従業者などを対象として相互扶助の精神の基にケガの補償を実施し、勤労者福祉の面でのセーフティーネットの役割を果たすものであり、認可特定保険業者として保険業法に定められた内容に基づき、健全かつ適切な運営を行った。

(1) 災害発生状況および補償実施状況

工作中的ケガはもとより仕事以外のときのケガについて、その治療のために通院や入院をした場合、また医師の往診を受けた場合、ケガが原因で死亡した場合または障害が残った場合に補償を行った。

・ 災害発生件数 25,289 件（発生率 5.6%）
（発生原因 転倒 24.6% 交通事故 17.8% 動作の反動・無理な動作 11.3% その他 46.3%）

（工作中災害 41.5% 仕事外災害 58.5%）

・ 補償件数 延 28,340 件
（通院 23,723 件 入院 3,998 件 往診 5 件 障害 542 件 死亡 72 件）

(2) 補償費の適正・迅速な支払い

会員からの補償請求に対して、適正・迅速な支払いに努めた。

(3) 人材育成研修の実施

教育体制としては、基本的にOJTによる実務経験の積み重ねによって行うほか、新規に補償事業部に配属された職員や他の部署から再配置された職員に対し、Off-JTで2日程度の研修を実施するとともに、昇格時における研修や、専門医によるビデオ研修を行った。

また、補償委員会で審査する事案を部内で検討するなどの研修を毎月実施した。

(4) 特定保険業に関する知識および経験を有する職員の確保の状況

補償事業部(保険業務従事者)の職員16名のうち、3年以上の経験を有する職員12人を確保した。

4. 社会貢献活動

(1) SDGsへの取組み

国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、公益財団法人として、事業活動を通じて積極的に取り組むこととした。

また、役職員等により「日本ユニセフ協会」への募金を行った。

(2) 地域貢献活動への協賛

地域金融機関である信用金庫が行うビジネスマッチングや異業種交流会、青少年育成のためのスポーツ行事、保育施設等コミュニティスペースの提供等の地域貢献活動について協賛した。

5. 台風19号の被災地への特別支援

台風19号により甚大な被害を受けた地域のなかでも、特に被害が著しかった福島県に対し、福島県信用金庫協会を通じて支援物資の提供を行った。

II 会員等とのコミュニケーションの充実のために

広報誌「まいんど」の発行およびホームページ等で事業内容の周知や様々な情報の提供を行うとともに、電話や事業所訪問等を通じて事業内容の説明やニーズ等の把握を行うなど、会員をはじめ中小企業とのコミュニケーションの充実を図った。

1. 広報誌「まいんど」の発行

中小企業の経営や日常生活に役立つ広報誌「まいんど」を毎月発行し、中小企業にとってニーズが高いと思われる情報提供を行うとともに、当財団が行う事業を紹介するなど、広く中小企業への広報を実施した。

・「まいんど」発行部数 合計 2,606,732 部

2. 情報の提供

(1) 各種情報の提供

当財団の情報提供を行うため、「日本フルハップ財団案内」「会員ハンドブック」「加入のご案内」等を作成し、会員をはじめ広く関係者へ配布した。

(2) ホームページ

当財団の事業内容、財務状況、ビジネス交流会へのブース出展等の情報をタイムリーに公開するとともに、インターネットを活用した「会員Myページ」（「会員WEBシステム」より改称）による各種サービスの利用を促進した。

また、ホームページ全体を常時SSL化（暗号化）するなど、セキュリティの強化を図った。

(3) 加入状況等の確認

加入契約の適正化を図るため、契約内容を記したはがきを会員へ送付した。

3. お客様サポート室における対応

お客様サポート室を設置し、会員等からの加入、脱退等に関する問合せに適切に対応するとともに、当財団への意見、要望等を取りまとめ、

事業の充実、改善に反映するよう情報の共有化に努めた。

また、加入申込書送付後、未加入となっている事業所等への電話による事業内容の説明や、会費納入期日遅延会員への電話連絡を行うなど、会員等とのコミュニケーションの充実を図った。

- ・未加入事業所等への連絡件数 3,082 事業所
- ・会費遅延会員への連絡件数 6,857 事業所

4. 会員へのサービスの充実

職員およびエリアマネージャーが会員を訪問することにより、当財団の事業内容等の周知を行うなど一層の会員サービスの充実に努めた。

- ・エリアマネージャー 179 人
- ・訪問件数 118,194 事業所

Ⅲ 事業の新たな展開のために

会員から将来の当財団の事業運営に資するための意見を伺う機会を設けるとともに、会員へ迅速で適切なサービスを提供するために、業務システムの拡充に努めた。

1. モニター制度

会員の中から選ばれたモニターに対してアンケート等を実施することにより、会員の意向の把握に努めた。

2. 業務のシステム化

会員への迅速で適切なサービスを提供するため、業務システムの拡充に努めるとともに、より会員の利便性を向上させるためインターネットサービス「会員 WEB システム」を「会員 My ページ」に改め、システム機能を追加した。

IV 事業の更なる普及のために

当財団が実施している公益事業が、より多くの中小企業に理解され利用されることにより、中小企業の健全な発展と福祉の増進に寄与できるよう、マスメディア等の活用による事業の周知・普及に努めた。

1. マスメディア等による広報

当財団を多くの中小企業に認識してもらい、事業内容の理解を深めるため、テレビ、新聞やインターネット等を活用した広報を実施し、更なる事業の普及に努めた。

2. 中小企業に対する広報活動

経営者向けのセミナーやビジネスマッチングフェアなど中小企業者の集まるイベントにおいて、事業内容の説明および資料を配布するなどの広報活動を行った。

3. 多様な方法による事業の普及

職員およびエリアマネージャーが中小企業を直接訪問し事業の普及を促進するほか、社会保険労務士、税理士等代理店による普及を図った。

・代理店数 315 店

4. 3月末実績

会員数	: 21万2千事業所
加入者数	: 44万8千名
会費収入	: 80億4千万円

V 財団の適正な運営の確保について

財団を適正に運営するため評議員会、理事会等を開催するとともに、監査体制の充実を図ることによりガバナンスの強化に努めた。

また、業務の効率化と業務体制の整備を図るとともに、一層の会員サービス向上を目指し、役職員の研修・啓発はもとより、個人情報保護、反社会的勢力排除等法令の遵守に努めた。

1. 評議員会

財団の重要事項について審議決定するため、評議員会を開催した。

・第16回 令和元年6月27日

議事

決議事項

「平成30年度収支決算」に関する件

「評議員の選任」に関する件

「理事の選任」に関する件

報告事項

平成30年度事業報告について

会員加入状況について

2. 理事会

定款に定められた目的を達成するため、理事会を開催した。

・第29回 令和元年6月12日

議事

決議事項

「平成30年度事業報告」に関する件

「平成30年度収支決算」に関する件

「業務執行理事の担当業務の一部変更」に関する件

「入院補償費の一部不支給に係る再審査申立」に関する件

「評議員会の開催」に関する件

報告事項

会員加入状況について

・第30回 令和元年6月27日

議事

決議事項

「会長（代表理事）、理事長（代表理事）および役付理事の
選定」に関する件

「業務執行理事の選定および担当理事の決定」に関する件

「理事の報酬額」に関する件

「相談役の選任」に関する件

「補償委員会委員の選定」に関する件

・第31回 令和元年11月13日

議事

決議事項

「令和元年度上半期事業報告」に関する件

「令和元年度上半期収支報告」に関する件

「災害補償事業（認可特定保険業）に関する苦情対応規程の改正」
に関する件

報告事項

会員加入状況について

定款に基づく決議の省略による理事会

- ・令和2年3月12日（決議があったものとみなされた日）

議事

決議事項

「令和2年度事業計画」に関する件

「令和2年度収支予算計画」に関する件

「通・入院補償費の不支給に係る再審査申立」に関する件

3. 監事による監査

会計処理ならびに業務の執行について監査を受けた結果、平成30年度および令和元年度上半期において、「理事の職務執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はないことを認める。」旨の監査報告を受けた。

- ・令和元年5月16日

「平成30年度業務執行状況および収支決算等」

- ・令和元年10月30日

「令和元年度上半期業務執行状況および収支状況」

4. 会計監査人による監査

健全な事業活動の継続と適正な会計処理のため、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けた。

- ・令和元年5月10日

公益法人会計の基準に準拠して「財務諸表は、適正に表示しているものと認める。」「財産目録は、公益認定関係書類と整合して作成されていると認める。」旨の監査報告を受けた。

5. 内部監査

適正な業務運営のため、会計、業務および個人情報保護について、内部監査を実施した。

6. 保険代理店への監査

保険代理店が適正な保険募集活動等を行うため、「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」に基づく代理店監査を実施した。

7. コンプライアンス委員会の開催

公益財団法人として社会的責任を果たすため、財団の事業活動におけるコンプライアンス施策の検討、実施について審議を行った。

- ・平成31年4月22日
- ・令和元年6月4日
- ・令和元年8月29日

8. 業務執行体制の整備等

(1) 業務執行体制

業務の効率化により生産性を向上させるとともに、会員サービスの向上を図るため、お客様サポート室を設置するなど業務体制の見直しを行った。

また、人員については業務量に応じて適正配置を行い9部1室5支局1事務所、役職員113名の体制で業務の執行に努めた。

(2) 能力開発等

人事評価制度および階層別・職務別研修により、職員の能力・資質の向上に努めた。

(3) 募集人研修

職員およびエリアマネージャー、代理店を対象に「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」に基づく会員募集に係る募集人研修を実施した。

9. 個人情報保護への対応

個人情報を適切に保護するため、年度計画に基づき、新たに採用した職員やエリアマネージャー、派遣職員に対して、個人情報の取扱いに関する基礎的な教育を実施した。

また全部署を対象にした郵送物発送時のリスクの再点検を行い、個人情報の誤送付の防止に努めた。

10. 反社会的勢力の排除

「反社会的勢力に対応する基本方針」に基づき、公益法人としての社会的責務から、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に努めた。